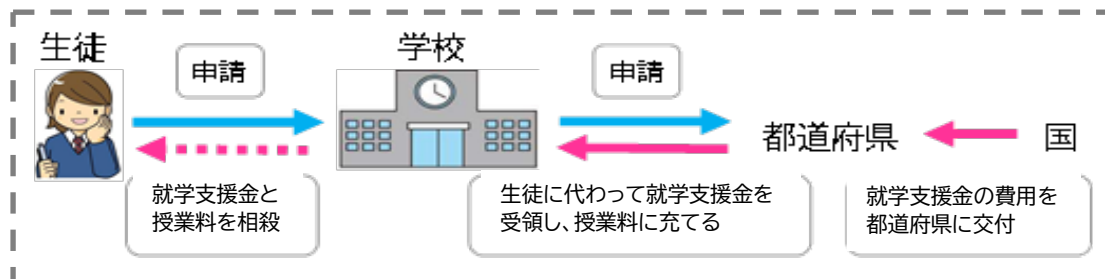


高等学校等就学支援金制度（R5・6年度入学生用）

1. 制度の概要

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。
返還は不要で全国の約8割の生徒が利用しています。



【受給資格】 次のいずれかに該当する方は支給**対象外**となります。

◎保護者の年収目安でおよそ910万円以上の方

※【算定式】 以下により計算した額が30万4,200円以上の方

課税標準額(課税所得額)×6%市町村民税の調整控除の額

◎高校等を卒業または修了した方

◎高等学校に在籍した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えている方、
または74単位以上履修した方

2. 年間の流れ

申請時期	審査対象税額	認定期間
6月～7月	令和5年度分所得	令和6年7月～翌6月

・毎年1回7月頃に申請する必要があります。

3. 支給額

就学支援金は、保護者の課税額(親権者が2名の場合は2名分)や履修する単位数によって支給額が異なります。課税額はe-Shienに入力していただきました情報を基に審査します。

例) 1年次26単位履修の場合

年収(目安)	算定式による金額	支給金額
910万以上	30万4,200円以上	—
590万～910万程度	30万4,200円未満	125,112円
590万未満	15万4,500円未満	221,000円

4. 支給方法

- ・支給対象に認定された場合で、あらかじめ今年度の校納金から控除していない等、支給が完了していない場合、次年度の授業料に充当します。
- ・最終年次については令和7年3月末に返金(振込)致します。